

第 2 部 新規就農者調査

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

新規就農者調査（以下この章において「調査」という。）は、「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、農業の持続的発展を目的とした望ましい農業構造の実現を図るため、新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計報告及び統計法（昭和22年法律第18号）第8条第1項の規定に基づく届出統計として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査対象

(1) 新規就農者調査（家族経営体）

2005年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、家族経営体を調査対象とした。

(2) 新規就農者調査（組織経営体）

2005年農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体（(1)の家族経営体以外）を調査対象とした。

(3) 新規就農者調査（新規参入）

すべての農業委員会を調査対象とした。

（注）「農業経営体」とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が農業経営体の外形基準以上に該当する事業を行う者という。（詳細は「11 用語の解説」の「農業経営体」（P76）を参照。）

5 調査期日

平成19年7月1日

6 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

7 調査方法

(1) 標本抽出の方法

ア 新規就農者調査（家族経営体）

調査は、標本調査により行うこととし、2005年農林業センサス結果に基づいて作成した母集団名簿を用いて標本抽出を行った。標本抽出は、第1次抽出単位として調査区（家族経営体数が30以上となるまで近隣の農業集落を統合して設定）、第2次抽出単位を農業経営体とする2段抽出法により行った。

標本は、調査区の抽出を系統抽出法に行い、抽出された標本調査区のなかから、1調査区につき10経営体を基本に系統抽出法により抽出した。

(7) 標本調査区数及び標本経営体数は、それぞれ全国で7,200調査区、71,247経営体とした。

(1) 都道府県別標本調査区数及び同標本経営体数は、全国の標本数を都道府県別に母集団家族経営体数等に比例して配分した。

イ 新規就農者調査（組織経営体）

調査は、標本調査により行うこととし、2005年農林業センサス結果に基づいて作成した母集団名簿を用いて標本抽出を行った。標本抽出は、系統抽出法により行った。

(7) 標本経営体数は、全国で2,890経営体とした。

(1) 都道府県別標本経営体数は、全国の標本数を都道府県別に母集団組織経営体数等に比例して配分した。

ウ 新規就農者調査（新規参入）

調査は、全数調査（1,822委員会）により行った。

(2) 調査の実施

ア 新規就農者調査（家族経営体）

調査は、統計調査員（新規就農者調査員）が、調査客体に所定の調査票（巻末参照）を配付し、郵送により回収した。調査客体の自計申告方式により行った。

イ 新規就農者調査（組織経営体）

調査は、農林水産省地方統計組織が、調査客体に所定の調査票（巻末参照）を郵送により配付・回収し、調査客体の自計申告方式により行った。

ウ 新規就農者調査（新規参入）

調査は、農林水産省地方統計組織が、調査客体に所定の調査票（巻末参照）を郵送により配付・回収し、調査客体の自計申告方式により行った。

8 調査対象数及び回収率

区 分	標本数	有効回収数	回収率
新規就農者調査（家族経営体）	71,247経営体	56,013経営体	78.6%
新規就農者調査（組織経営体）	2,890経営体	2,169経営体	75.1%
新規就農者調査（新規参入）	1,822委員会	1,822委員会	100%

9 集計方法

(1) 新規就農者調査（家族経営体）

自営農業就農者数（x）の農業地域別合計を次に示す推定式により算出し、全国の推定値は、農業地域別推定値を加算することにより求めた。

[推定式]

$$X = \frac{M}{m} \sum_{i=1}^m \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

<上記の計算式に用いた記号>

X : 当該地域の x の合計の推定値

M : 当該地域の調査区数

m : 当該地域の標本調査区数

N_i : 当該地域の i 調査区の母集団の大きさ（経営体数）

n_i : 当該地域の i 調査区の集計標本数

x_{ij} : 当該地域の i 調査区の j 番集計標本の x の調査値

(2) 新規就農者調査（組織経営体）

雇用就農者数（x）の農業地域別合計を次に示す推定式により算出し、全国の推定値は、農業地域別推定値を加算することにより求めた。

[推定式]

$$X = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n x_i$$

<上記の計算式に用いた記号>

X : 当該地域の x の合計の推定値

N : 当該地域の母集団の大きさ（経営体数）

n : 当該地域の集計標本数

x_i : 当該地域の i 番集計標本の x の調査値

(3) 新規就農者調査（新規参入）

調査値の合計により求めた。

10 実績精度

自営農業就農者数（7万2,350人）及び雇用就農者数（6,510人）についての標準誤差率は、次のとおりである。

	標準誤差率
自営農業就農者数	2.5%
雇用就農者数	7.8%

$$\text{標準誤差率（\%）} = \text{標準誤差} \div \text{推定値} \times 100$$

11 用語の解説

新規就農者	次の3者を新規就農者とする。
自営農業就農者	農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者（新規学卒就農者）及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者（離職就農者）をいう。
雇用就農者	調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されて就農した者をいう（一戸一法人に雇用された者を含む。）。
新規参入者	調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（分家、相続等により親の農地を譲り受けた場合は含まない。）し、新たに農業経営を開始した者をいう。 なお、企業参入の場合は、農業経営の責任者一人のみを該当者として数える。
農業経営体 （P6に同じ）	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業 ①露地野菜作付面積 15 a ②施設野菜栽培面積 350 m ² ③果樹栽培面積 10 a ④露地花き栽培面積 10 a ⑤施設花き栽培面積 250 m ² ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭 ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭 ⑧豚飼養頭数 15 頭 ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽 ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
	ウ 農作業の受託の事業	
家族経営体 (P6に同じ)	農業経営体のうち家族労働を中心に世帯単位で事業を行う者で、家族の中に経営の決定権を持つ者がいる経営体をいう(一戸一法人を含む。)	
組織経営体 (P7に同じ)	農業経営体のうち家族経営体以外の経営体で、法人(法人格を認められている者が事業を営んでいる場合)もしくは法人でない団体をいう。	

12 利用上の注意

(1) 統計の表示について

ア 数値の四捨五入について

統計数値については、推定値の原数を下けたで四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しないことがある。

イ 表中に使用した記号は、次のとおりである。

「—」：事実のないもの

「0.0」：単位に満たないもの(例：0.04%→0.0%)

(2) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業構造統計班

代表：03(3502)8111(内線3664)

直通：03(3502)8093